

自宅修理サービス解約できる？

自宅のポストに「火災保険を使って壊れた屋根や雨どいを無料で直せる」というチラシが入っており、興味を持ったので事業者に連絡しました。「保険料が出ない場合は、事業者への手数料が不要」と説明を受けて契約しました。後日、契約書面を確認したところ、保険金が支払われた場合はその45%を手数料として支払うように記載されていました。解約できますか。

無条件解除は8日間可能

消費生活センターには、「保険金が使える」「自己負担なし」をうたった住宅修理サービスに関するトラブルが日々寄せられています。「自己負担なし」と説明を受けたが、支払われた保険金の半額近い手数料の請求を受けたといったものや、契約前に手数料の説明を受けていないといったトラブルが発生しています。

契約前に必ず契約書を確認し、手数料の有無や支払条件などをよく確認することが大切です。今回のような訪問販売の場合、契約書面の交付を受けた日を1日目として、8日間は無条件で契約を解除するクーリング・オフが可能です。手続きについては、県ホームページをご覧ください。

また、火災保険を使用した家屋の修繕は、火災による損害、風水害をはじめとする自然災害、盗難といった事故などにより生じた損害を補償するものが一般的です。経年劣化による住宅の損傷は保険金支払いの対象とはなりません。うその理由による保険金請求は、詐欺に該当する恐れがあるので注意しましょう。

なお、保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。自身が加入している保険会社や保険代理店などに直接相談しましょう。

消費生活センターは契約後の相談だけでなく、契約前の相談も受け付けています。契約に関し不安なことがありましたら、消費者ホットライン188（局番不要）に相談してください。お近くの消費生活相談窓口につながります。

県ホームページ「クーリング・オフの活用」▶

